



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

人権の擁護と男女共同参画社会の実現に向け、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することを目的として策定した現行の第2次基本計画の期間が平成25年度をもって終了となるため、法及び基本方針の改正等の趣旨を踏まえ、第3次基本計画を策定する。

2 計画の性格 配偶者暴力防止法第2条の3第1項に基づく法定計画

3 計画期間 平成26年度～平成30年度＜5年間＞

配偶者からの暴力の現状・課題

＜国の法改正＞

「生活の本拠を共にする交際」についても法律が準用(H25.6改正)

＜本県の現状＞

- 相談件数の増加
- 一時保護における子ども同伴者の割合が多い

＜これまでの主な課題＞

- 配偶者からの暴力に関する認識
    - ・暴力の種類や性別により認識に差がある。(特徴)身体的暴力に比べ、精神的、性的暴力の認識が低い。女性に比べ、男性の暴力に関する認識が低い。
  - 潜在的な被害の存在
    - ・受けた行為について、どこにも相談しなかった人の割合が高い。
    - ・外国人、障害者、高齢者、男性などは言語、慣習などの関係から被害が潜在化しやすい。
  - 同伴する子どもへの支援
    - ・入所期間が長期化している。
    - ・暴力を目撃したり、暴力を受けた子どもへの支援の充実が必要。
  - 市町村の取組の推進
    - ・基本計画の策定・・・2町(昭和町、西桂町)(H25.4現在)
    - ・配偶者暴力相談支援センターの設置・・・0市町村
- ※H19.7の法改正により努力義務

第3次基本計画の特徴

①第3次基本計画における強化項目(課題への対応)

- 1 配偶者からの暴力への理解促進**  
県民への普及啓発や若年層への教育・啓発の一層の充実を図ることとします。特に、若年層への教育・啓発においては、周囲の教職員や保護者等まで範囲を拡大して取り組むこととします。
- 2 被害者の状況に配慮した支援体制の整備**  
潜在的な被害をなくすため、一層の相談窓口の周知を図ることとします。外国人や障害のある人、高齢者、男性が相談しやすい体制の整備にも取り組むこととします。
- 3 一時保護における支援の充実**  
児童相談所等関係機関と連携しながら、同伴する子どもの心的ケア、学習機会の提供等子どもの状況に応じた支援に取り組むこととします。
- 4 市町村への支援の推進**  
市町村に対し、基本計画策定や相談支援センター設置に向けた働きかけを行うとともに、情報交換、研修会等により市町村相談窓口の充実に向けた支援を推進していきます。

②数値目標の設定

基本計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

夫婦間の暴力についての認識率  
(ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つことを暴力と思う人の割合)  
79.0%(H22) → 100%(H30)

配偶者からの暴力の相談窓口の周知度  
(配偶者暴力相談支援センターの周知度)  
42.1%(H22) → 70%(H30)

「DV」という言葉の認知度  
80.6%(H22) → 100%(H30)

基本計画策定市町村数  
2町(H24) → 9市町村(H30)

計画の内容

基本理念(目指す方向)

- ◆個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会
- ◆配偶者からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
- ◆配偶者からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会

基本目標	重点目標	施策の方向
I 配偶者からの暴力を許さない社会づくり	1 暴力を許さない社会の実現に向けた普及啓発の実施	◆配偶者からの暴力防止に向けた啓発・広報の推進
	2 配偶者からの暴力被害発見への取組の充実	◆早期発見に向けた体制づくり ◆通報への適切な対応
	3 未然防止対策としての若年層への教育・啓発の充実	◆暴力の未然防止に向けた理解の促進 ◆学校における教育等の実施
II 相談・保護体制の充実	4 安心して相談できる環境の整備	◆相談につなげる体制整備 ◆配偶者暴力相談支援センターの機能強化 ◆婦人相談員等による適切な支援 ◆警察における支援 ◆地域における相談体制の充実
	5 外国人・障害者・高齢者への配慮	◆外国人、障害者、高齢者への対応の充実
	6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	◆緊急時における安全の確保 ◆一時保護体制の充実
	7 保護命令に対する適切な支援と対応	◆保護命令制度への対応
III 自立支援の充実	8 被害者への総合的な支援	◆福祉制度を活用した支援の実施 ◆その他被害者への適切な情報提供・支援
	9 就業支援の実施	◆就業に向けた情報提供・助言 ◆就業支援機関の活用
	10 住宅確保に係る支援の充実	◆住宅への入居支援
IV 職務関係者による適切な配慮	11 子どもに対する支援の実施	◆子どもへの支援の実施 ◆子どもが安心して生活できる環境整備
	12 被害者への配慮	◆被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底
V 施策推進のための連携体制の強化	13 職務関係者の資質向上のための取組の実施	◆職務関係者の資質向上
	14 関係機関との連携強化	◆関係機関連絡協議会等の開催 ◆被害者支援のためのネットワークの強化
	15 市町村における支援体制の強化	◆市町村への支援の推進
	16 民間団体等との連携と協働	◆民間団体等との連携の促進 ◆民間団体等と連携した人材の育成
	17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	◆苦情の適切かつ迅速な処理
	18 調査研究の推進	◆被害者保護に関する調査 ◆加害者更正に向けた調査研究

計画の推進

- 1 計画の推進体制** ... 基本計画は、県関係部局、市町村、民間団体、関係機関が連携して総合的に推進。
- 2 計画の進行管理** ... 実施状況の把握、男女共同参画審議会等への報告及び県ホームページ等での公表(毎年度)を行うとともに、数値目標により計画の着実な推進を図る。